

## 第6章 チュニジア共和国

# チュニジア共和国憲法

## 前文

慈悲深き慈愛あまねき神の御名において、チュニジア人民の代表者である我々は、立憲国民議会に結集し、強固な団結と、圧政、搾取、退歩に対する闘争によって外国支配から自由になったかかる人民の意思を（下記に）宣言する：

- －国民統合を強固にするとともに、人間の尊厳、正義と自由を大切にし、諸国家の自由な協力に尽力する人民の共通遺産である平和、進歩と人間の諸価値に忠実であること
- －イスラームの教え、大マグレブの統一、アラブ家族への帰属、正義と自由のために闘う諸人民との協力に忠実であること
- －人民主権を基盤とし、権力分立に立脚する安定した政治体制を特徴とする民主主義を確立すること

我々は、共和制が（下記）となることを宣言する：

- －人権の尊重、市民の権利と義務上の平等の確立、経済発展による国家繁栄の実現と人民のための国家資源の活用に関して、最良の保証であること
- －家族の保護と労働、保健、教育に関する市民の権利を保障する最も有効な手段であること

自由且つ主権を有するチュニジア人民の代表者である我々は、神のご加護により、ここに現行の憲法を定める。

## 第1部 一般規定

### 第1条

チュニジアは、自由且つ独立の主権国家である。その宗教はイスラーム、その言語はアラビア語、その政体は共和国である。

### 第2条

チュニジア共和国は、共通の利益の範囲内で機能する統一体である大マグレブ・アラブの一部を構成する。そのために締結され、現憲法に何らかの修正をもたらさうる条約は、憲法の定める諸形式と諸条件の下で「議院」(مجلس النواب) が採択した後に、共和国大統領により国民投票に委ねられる。

### 第3条

主権は、チュニジア人民に属し、憲法に従い行使される。

### 第4条

チュニジア共和国の旗は赤色である。それは、法の定める諸条件に従い、その中心に、赤い三日月に囲まれた5枝の星が描かれた白い円を有する。

共和国の標語は、自由、秩序、正義である。

### 第5条

チュニジア共和国は人格の不可侵性と信教の自由を保障し、公共の秩序を乱さない限りにおいて、宗教儀式の自由な実践を保護する。

### 第6条

すべての市民は、同じ権利と同じ義務を有する。彼らは、法の前で平等である。

### 第7条

市民は、法の定める諸形式と諸条件の下ですべての権利を行使する。これらの諸権利の行使は、他者の諸権利の保護、公共秩序の尊重、国防、経済発展と社会進歩のために定められた法によってしか制限されえない。

### 第8条

言論、表現、報道、出版、集会と結社の自由は法の定める諸条件の下で保障され、行使される。

組合結成権は保障される。

諸政党は、市民の政治生活への参加を支えることに貢献する。それらは民主的な基盤の上に組織されねばならない。諸政党は人民主権、共和国の諸価値、人権と個人の身分に関する諸原則を尊重しなければならない。

諸政党は、あらゆる形態の暴力、狂信主義、人種差別、そしてあらゆる形態の差別を禁じることに義務を負う。

政党は、原則、目的、活動やプログラムの基礎を宗教、言語、人種、性別や地域におくことはできない。

すべての政党は外国の政党や利害に従属する関係をもつことを禁じられている。

政党の構成と組織の規定は、法によりこれを定める。

### 第9条

住居の不可侵性と通信の秘密は、法の定める例外的な場合をのぞいて、これを保障する。

## 第 10 条

すべての市民は、法の定める範囲内で、領土内を自由に移動し、出国し、住居を定める権利を有する。

## 第 11 条

市民は何人も、国家領土から追放され、帰還を妨げられることはない。

## 第 12 条

すべての被告人は、自らの弁護に不可欠な保証を当人に提供する手続きの後に有罪が立証されるまで、無実とみなされる。

## 第 13 条

刑は対人刑であり、処罰に値する事実に対し、前もって法の名によってしか宣告されえない。

## 第 14 条

所有権は保障される。それは、法の定める範囲内で行使される。

## 第 15 条

祖国と領土保全の防衛は、すべての市民にとって聖なる義務である。

## 第 16 条

公正を基準にした税と公的費用の負担は、すべての個人にとって義務である。

## 第 17 条

政治難民の引き渡しは禁じられている。

## 第 2 部 立法権

## 第 18 条

人民は、「議院」と命名された代表議会を通じて、立法権を行使する。

## 第 19 条

議院の構成員は、普通、自由、直接且つ秘密の選挙により、選挙法の定める諸態様と諸条件の下で選ばれる。

## 第 20 条

チュニジア国籍を 5 年以上有し、選挙法に定められた諸条件を満たす満 20 才以上の市民はすべて、選挙人である。

## 第 21 条

チュニジア人を父親と母親にもち、満 23 歳以上のすべての選挙人は、立候補届けの日に、議院の被選挙資格を有する。

議員は、選挙後最初の議会総会において、次の宣誓を行う。「全能なる神の御名において、私は、私の国家に忠実に奉仕し、憲法を尊重し、チュニジアのみに対し忠誠を誓う」

## 第 22 条

議院は、会期最後の 30 日間に 5 年の任期で選ばれる。

## 第 23 条

戦争や急迫した危険という理由で、規定の期日内に選挙を実施することが不可能な場合、選挙の実施が可能になるまで、議院の任期は法によりこれを延期する。

## 第 24 条

議院の本部はチュニスとその近郊におかれる。しかし、例外的な状況において、議院は、共和国領土のまったく別の場所で開くことができる。

## 第 25 条

各議員は国民全体の代表者である。

## 第 26 条

議員は、議院において自らの任務の遂行中に表明した意見、表明された提言あるいは行為のために訴追、逮捕あるいは裁判に付されることはない。

## 第 27 条

任期中、議員は何人も、当人に保障されている議員特権を議院が解除しないかぎり、重罪や軽罪のために訴追されることはない。

しかしながら、現行犯の場合、彼は逮捕される。議院は直ちにその通知を受ける。議員の拘留は議院の要求がある場合に停止される。

## 第 28 条

議院は立法権を行使する。法案の発議権は共和国大統領と議院の構成員の両方に属する。共和国大統領の提出する法案が優先される。

議院は、命令 (مراسيم décrets-lois) を決定するという特定の目的のために、一定の期間、共和国大統領に法的資格を付与できる。命令は、この期間満了までに議院の承認を得なければならない。

議院は、議会構成員の絶対過半数により組織法と通常法を採択できる。

組織法の法案は、その提出後 15 日間の期限終了後でなければ、議院の審議に委ねるこ

とはできない。

憲法第4、8、9、10、66、67、68、69、70、71条の定める法は、組織法の形態をとる。

選挙法は、組織法の形態を取る。

議院は、予算組織法の定める諸条件の下で、予算法案と予算支出の決済法案を表決する。予算は、12月31日までに表決されねばならない。この期限を過ぎても議院が決議を行わない場合、予算法案の規定は決定(امر)により、更新可能な3ヶ月の期間ごとに施行することができる。

#### 第29条

議院は、10月中にはじまり7月に終了する通常会期において毎年集会する。

しかしながら、各II法期間の最初の会期は11月最初の15日より前にはじまる。

休会中、議会は、共和国大統領あるいは議員の過半数の要請により特別会期において集会する。

#### 第30条

議院は、その構成員の中から常任委員会を選出する。議院の休会中でもその活動は続けられる。

#### 第31条

共和国大統領は、議会の休会期間中でも、関連常任委員会の承認により、命令を採択することができる。それは、その後の通常会期中に議会の承認を得なければならない。

#### 第32条

条約はその批准後でなければ法的強制力をもたない。正式に認められた条約は、もう一方の当事者がそれを適用する限りにおいて、法よりも高次の権威をもつ。

#### 第33条

条約は法によりこれを批准する。

#### 第34条

(下記に) 関する文書は法の形態をとる：

- －組織法の対象となる以外の、憲法適用の一般的態様
- －公的な施設と企業の類の設立
- －国籍、個人の身分と諸義務
- －異なる裁判所の系統を要する手続き
- －重罪と軽罪とそれらに適用される刑、並びに自由の剥奪により罰せられる違反罪の決

定

－恩赦

－租税の基礎と率、徴収手続き、但し、予算法と財政法によって共和国大統領に与えられた裁量権を除く

－通貨発行制度

－国債の発行と債務

－文官と武官に与えられる基本的保証

法は（以下の）基本的原則を定める：

－所有の制度と物権

－教育

－公共保健

－労働の権利と社会保障

#### 第 35 条

法の管轄外の事項は、行政立法権に属する。

これらの事項に関する前述の文書は、行政裁判所へ強制的に提出されその意見通りに定められた決定により、修正することができる。

共和国大統領は、あらゆる法案の不受理あるいは一般的な行政立法権の領域に関与する修正に反対することができる。共和国大統領が付託した質問に対し、憲法院は受理日から最大 10 日の期限内に決定を下す。

#### 第 36 条

開発計画は法によりこれを承認する。

法は、組織法の定める諸条件の下で、国家の歳入と歳出を承認する。

### 第 3 部 行政権

#### 第 37 条

行政権は、共和国大統領により、首相が率いる政府の補佐の下で行使される。

#### 第一章 共和国大統領

#### 第 38 条

共和国大統領は国家元首である。その宗教はイスラームである。

### 第 39 条

共和国大統領は、任期最後の 30 日間に、選挙法の定める条件の下で、直接、自由、直接且つ秘密の選挙により 5 年の任期で選出される。

戦争や急迫した危険の理由で有効期間内に選挙を実施することができない場合、大統領の任期は、選挙の実施が可能になるまでの間、法によりこれを延長する。

共和国大統領は、2 期連続で再選される資格を有する。

### 第 40 条

他の国籍を有せず、父方および母方の父、母、祖父がすべて一貫してチュニジア国籍を保持するムスリムのチュニジア人はすべて、共和国大統領に立候補できる。

候補者は、立候補届を出す日に 40 歳以上 70 歳以下で、公民権をすべて享有していなければならない。

立候補は、選挙人により、選挙法の定める諸態様と諸条件の下に立てられる。

立候補宣言は、議院議長、大統領、(下記の) 4 人のメンバーから構成される委員会により、特別の登録簿に登録される：

憲法院の長、共和国ムフティ、控訴裁判所の第一議長と行政裁判所の第一議長委員会は、立候補の有効性について判定し、選挙の結果を告知し、それに関して提出された申請について表明する。

### 第 41 条

共和国大統領は、国の独立、領土保全、憲法と法律の尊重、並びに条約の施行の保証者である。彼は、憲法制定公権力の適正な運営を監視し、国家の継続性を確保する。

### 第 42 条

選ばれた共和国大統領は、議院の前で、(次の事項について) 宣誓する：

「全能なる神において、私は、国の独立と領土保全をまもり、憲法と法を尊重し、国民(أمة)の利益について厳正に監督する」。

### 第 43 条

正式な共和国大統領府は、チュニスとその近郊に定められる。しかし、例外的状況において、それは臨時に共和国領土内の別の場所に移転されうる。

### 第 44 条

共和国大統領は、軍の最高統帥者である。

### 第 45 条

共和国大統領は、外国勢力の外交代表団に信任状を授ける。外国勢力の外交代表団は、

彼によって信任状を受ける。

#### 第 46 条

共和国の諸制度、国の安全と独立を脅かし、公権力の正常な運営を阻害する急迫した危険が生じた場合、共和国大統領は、首相と議院議長に諮問した後、状況により必要とされる特例措置を講じることができる。

この期間中、共和国大統領は、議院を解散することができない。政府に対する不信任動議は提出できない。

この措置は、それを引き出した状況が終われば効力を失う。このことについて、共和国大統領は議院に報告を行う。

#### 第 47 条

共和国大統領は、国家の重要な諸法案あるいは国家の高次の利益に関わる諸問題を、憲法に違反しないならば、直接の国民投票に付することができる。

国民投票により法案が可決されたならば、共和国大統領は結果の公布日から最大 15 日の期限内に、それを発布する。

#### 第 48 条

共和国大統領は、条約を発布する。彼は、宣戦を布告し、議院の承認のもとに和平を締結する。

彼は恩赦を行う権限を有する。

#### 第 49 条

共和国大統領は、国家の一般的政策の方向を決め、その基本路線を定め、それを議院に知らせる。

共和国大統領は、直接に、あるいは通達により、議院と連絡をとる。

#### 第 50 条

共和国大統領は、首相を任命し、首相の提案に基づき、その他の閣僚を任命する。

共和国大統領は、閣議を主宰する。

#### 第 51 条

共和国大統領は、政府あるいはその構成員の一人の職務を、自ら進んであるいは首相の提案に基づき、免ずる。

#### 第 52 条

共和国大統領は、憲法、組織法と通常法を公布し、チュニジア共和国官報の出版を、それが議院議長によって行われた送付から数えて最大 15 日間以内に確保する。

共和国大統領は、この期間中、二回目の読会のために法案を議院に付することができる。もし法案が議院メンバーの3分の2の多数で採択されたならば、法文は公布され、二回目の最大15日間の期限内に出版される。

共和国大統領は、本条第1項の定める期限内に、憲法第73条と第74条の適用により表明された憲法院の意見に基づき、法案あるいはその中の条項のいくつかを、新たな表決のため、議院で修正された後に、付託することができる。議院においてその構成員の過半数により修正が採択された後に、共和国大統領は法を公布し、その送付が行われた日から数えて最大15日の期限内に出版を確保する。

#### 第53条

共和国大統領は、法の執行を監督する。彼は一般的な行政立法権を行使し、その全てあるいは一部を首相に委譲できる。

#### 第54条

法案は、閣議において審議される。

立法権に関する決定は、首相と関連する政府構成員により副署される。

#### 第55条

共和国大統領は、政府の提案に基づき、上級文官と武官を任命する。

#### 第56条

共和国大統領は、一時的に障害が生じた場合、議院解散権をのぞき、決定により自らの権限を首相に委譲できる。

共和国大統領に一時的な障害がある間、政府は不信任動議の対象となる場合でも、この障害が終わるまでその職務にとどまる。

共和国大統領は、議院議長に自らの権限の一時的委譲を知らせる。

#### 第57条

死亡、辞職もしくは絶対的な障害により大統領が欠けた場合、議院議長は45日以上60日以内の期間で共和国大統領の職務を臨時に託される。

彼は、議院、あるいは必要があれば議院事務局を前に憲法の宣誓を行う。

共和国大統領代行は、共和国大統領が辞職する場合でも、共和国大統領職に立候補することができない。

共和国大統領代行は、共和国大統領に属する権限を行使する。しかし、国民投票の手段に出たり、政府を解任したり、議院を解散したり、あるいは第46条の定める特例措置を講じたりすることはできない。

この期間中、政府に対する不信任動議は提出できない。

この同じ期間中、5年任期の新しい共和国大統領を選ぶための大統領選挙が行われる。

新しい共和国大統領は、議院を解散し、第63条第二項の規定にしたがい議院の繰り上げ選挙を組織することができる。

## 第二章 政府

### 第58条

政府は、共和国大統領の定める方針と路線に従い、国家の一般的政策が遂行されていることを監督する。

### 第59条

政府は、共和国大統領の前に、自らの運営に責任を負う。

### 第60条

首相は政府の行動を統率し、調整する。彼は、非常の場合、共和国大統領に代わり、閣議あるいはまったく別の審議会を主宰する。

### 第61条

政府の構成員は、議院及びその委員会に出席する権利を有する。

議員はすべて、政府に文書あるいは口頭で質問できる。

### 第62条

議院は、政府が第49条と第58条の定める国家の一般政策と基本路線に従い行動しないことが判明した場合、不信任動議の決議をもって政府の責任を問うことができる。

不信任動議は議院構成員の過半数により理由が明示され署名されなければ、受理されない。

表決は、不信任動議提出の48時間後でなければ行えない。

不信任動議が議員の3分の2の多数で採択されたならば、共和国大統領は首相が提出する政府の辞職を受理する。

### 第63条

立法期間中に、議院が2回目の不信任動議を3分の2の多数で採択した場合、共和国大統領は政府の辞職もしくは議院の解散を受理することができる。

議院の解散に関する決定は、最大30日の期限内で新たな選挙を行うための、有権者の召集を含むものとする。

本条第一項の諸条件の下で解散が宣言された場合、共和国大統領は命令を定めることができる。その後、それは議院による承認を得ねばならない。

新たに選出された議会は、選挙結果の公布に続く8日間以内に当然に集会する。

## 第4部 司法権

### 第64条

判決は、人民の名において言い渡され、共和国大統領の名において執行される。

### 第65条

司法機関は独立している。司法官は、自らの職務の執行において、法の強制力にのみ従う。

### 第66条

司法官は、司法官職高等評議会の提案に基づき、共和国大統領令により任命される。彼らの採用の諸態様は、法によりこれを定める。

### 第67条

司法官職高等評議会は法により構成と権限を定められ、任命と昇給、異動と懲戒に関して司法官に付与される保障の遵守を監視する。

## 第5部 高等法院

### 第68条

高等法院は、政府の構成員が大反逆罪を犯した場合に構成される。高等法院の権限と構成およびそこで適用される手続きについては、法によりこれを定める。

## 第6部 最高裁判所

### 第69条

最高裁判所は、二つの機関から構成される。

- 1) 行政裁判所
- 2) 会計検査院

法は最高裁判所とその二つの機関の構成を決定し、それらの機関の権限と適用される手続きを定める。

## 第7部 経済社会評議会

### 第70条

経済社会評議会は、経済的・社会的な問題に関する諮問機関である。その構成および議院との関係は法によりこれを定める。

## 第8部 地方公共団体

### 第71条

市町村会と地方会は、法の定める諸条件の下で、地域の行政にあたる。

## 第9部 憲法院

### 第72条

憲法院は、共和国大統領により委ねられた法案が憲法に則し相反しないかを審理する。憲法院への意見照会は、組織法案、憲法第47条の定める法案、および憲法適用の一般的態様、国籍、個人の身分、義務、重罪と軽罪の確定とそれらに適用される刑罰、異なる裁判所の系統を要する手続き、恩赦、所有制度と物権、教育、公共保健、労働権利と社会保障の基本原則に関する法案に関して不可欠である。

同様に、共和国大統領は、憲法第2条の対象となる条約を憲法院に委ねなければならない。諸機関の組織と運営に関するすべての問題も、憲法院に委ねることができる。

### 第73条

共和国大統領の法案は、議院への送付前もしくは国民投票に付する前に、憲法院に委ねられる。

共和国大統領は、憲法第52条の定める公布と出版の期間中に、議院により採択され本条の規定に基づき憲法院にあらかじめ付託されていた法案の本質に関わる修正を憲法院に委ねる。彼はそれを議院議長に通知する。

この場合、上述の期限は、憲法院の意見が共和国大統領に伝えられるまで、1ヶ月を超えない範囲で中断される。

### 第74条

第72条に従い意見照会が不可欠な場合に、共和国大統領は、議院により提案された法

案を、その採択後、第 52 条の定める公布と出版の期限内で、憲法院に委ねる。後者は、議院議長にそれを通知する。

この場合、第 73 条第 3 項の規定が適用される。

#### 第 75 条

憲法院の意見は、理由が付記されねばならない。それは、共和国大統領に通知される。共和国大統領は、第 73 条第 1 項に従い憲法院により審理された法案を、憲法院の意見の写しとともに、議院に送付する。

第 73 条第 2 項と第 74 条の定めるケースについては、共和国大統領は憲法院の意見写しを議院に送付する。

組織法が憲法院の構成と諸態様を定める。

## 第 10 部 憲法改正

#### 第 76 条

憲法改正法案の提出権は、共和国の国家形態を侵害しないことを条件として、共和国大統領か、議院構成員の 3 分の 2 以上に属する。

共和国大統領は憲法改正法案を国民投票に付することができる。

#### 第 77 条

議院は、絶対過半数による決議により改正の原則が承認され、その目的が定められ、特別の委員会による検討がなされた後に、提案された改正を表決する。

国民投票に付されない場合、二回目の読会中に議院でその構成員の 3 分の 2 の過半数により改正法案は採択される。二回目の読会は初回の後、少なくとも 3 ヶ月たたなければならない。

国民投票に付す場合、共和国大統領は一回目の読会中に議院構成員の絶対過半数により採択された後に、憲法改正法案を人民に委ねる。

#### 第 78 条

共和国大統領は憲法の形態で、第 52 条に従い議院が採択した憲法改正の法を公布する。

共和国大統領は、人民により承認された憲法改正に関する法を、国民投票の結果公表の日から 15 日を超えない期間内に、憲法の形態で発布する。

選挙法が、国民投票の方法、結果公表の態様を定める。

注) 1997年に改正された箇所については以下から訳出した。

Annuaire de l'Afrique du Nord 1977, pp 353-355.

(訳：岩崎 えり奈)

# 解 説

岩崎 えり奈

## 1. 成立

チュニジアではフサイン朝ムハンマド・サーディク・ベイの治世下、1861年1月に立憲君主制の憲法が制定された。これは、議会にあたる「大評議会」、裁判所の設置などを盛り込んだ初の憲法だが、3年後の1864年に増税と英仏の干渉に反対する大規模な農民反乱が起きた際、仏領事の圧力により停止された。この憲法の復活が、20世紀初頭の青年チュニジア人運動、1920年結成のドストゥール（立憲）党、そして1934年結成のネオ・ドストゥール党へと引き継がれ発展したナショナリズムにおいて政治目標となった。

その念願は、フランスからの独立を達成した1956年から3年後の59年6月1日に、共和制憲法という形で実現された。チュニジアでは、モロッコと異なり、ベイは独立運動において役割を果たしえず権力を失った。一方、独立運動を率いたチュニジア解放の「最高戦士」ブルギーバは、ネオ・ドストゥール党内においてベンユースフら対抗勢力が有力者の逮捕、ベンユースフの亡命とともに駆逐された結果、独立後も指導的地位を確立した。こうした背景から、ベイを廃位しブルギーバを大統領に指名し共和制をとることが、57年7月25日の制憲議会において全会一致で可決された。その決定に基づき、制憲議会において、1958年のフランス憲法を参照し憲法草案は作成された。

## 2. 特徴

ネオ・ドストゥール党の一党優位、ブルギーバ個人への権力集中という独立後の政治体制を反映し、憲法は大統領を中心とした行政権優位の統治体制を定めている。

(1) 大統領は主権者国民から直接に選出され、その権威の基盤を「人民の代表者」としての民主的正当性においている。大統領は任期5年で（憲法制定当時）3回再選可能とされ、「憲法の尊重を監視」し、「公権力の適正な運営および国家の継続性を確保」し、「国の独立、領土の保全および条約の尊重の保障者」としての地位を有する（第41条）。そのために、「公権力の組織」や条約批准に関わる法律の国民投票付託権（第47条）、国会の解散権（第63条）、非常事態の場合の緊急措置権（第46条）などに代表される強力な権限を独自の判断で行使しうるものとされる。

(2) それに対して、一院制の国会である「国民議会」（1981年に「議院」に名称変更）

の権限は大きく制限されている。国会は当然に立法権を有するが、大統領提出法案を優先しなければならない（第 28 条）。その上、法律の管轄事項は制限され、それ以外の事項は大統領の定める「決定」として、行政立法により規律される。また、国会の会期も限定されている。

### 3. ブルギーバ政権下の改正

1969 年に、1961 年から計画省長官と国家経済省長官を兼任し、党・政府内でブルギーバの後継者として地位を固めつつあったベンサーラハが解任された。この解任がなされた当時、大統領の健康状態が悪化していたことから、1969 年 11 月 7 日付け「決定」により、共和制移行後はじめて首相がおかれた。

さらに翌 1970 年の大統領演説において、憲法を改正し、立法権と執行権の権力分立、国会による政府の監督を強化することが提案された。その方針に基づき、憲法改正草案を担う「高等委員会」が社会主義ドストゥール党（1964 年にネオ・ドストゥール党から改称）内に設置された。

ところで、ベンサーラハの排除後、社会主義ドストゥール党内では自由主義者のメスティリー派とブルギーバ・ヌウィラー派の対立が表面化したが、結局、1970 年にヌウィラーが首相に就任した。それにより、首相職と国会に一定の権限強化を認め、70 歳を超え健康状態のすぐれないブルギーバ大統領を長とする支配体制を補強する方向で憲法改正案が作成されることになった。

こうして、1975 年にブルギーバを終身大統領とする憲法改正が決定された。さらに、翌 1976 年に、大幅な憲法改正が行われた。その主要な改正は次のとおりである。

- (1) 政府は大統領に属することが明確化された。すなわち、政府は大統領を「補佐し」（第 37 条）、「共和国大統領の定める国家の一般政策」を遂行する（第 58 条）。
- (2) しかし、大統領は政府の行動に責任を負うのではない。その責任は首相にあり、首相は、大統領の定める一般政策方針に基づき政府が行動するべく統率する（第 60 条）。
- (3) 大統領は首相の任免権（第 50 条）、首相の提案に基づき他の閣僚を任免する権限（第 51 条）を有する。
- (4) 国会も、大統領の定める一般政策に基づき政府が行動しているかどうかを監督する（第 62 条）。そのために、不信任動議の提出権が国会に付与された。しかし、その提出には 3 分の 2 の過半数による賛成が必要とされる。しかも大統領は不信任動

議に対して国会解散という手段でもって応じることができる（第 63 条）。

#### 4. ベンアリー政権下の改正

先のヌウィラー首相にかわり 1980 年に登用されたムザーリー首相の下で、同年 10 月にこれまでの一党制を複数政党制に改めることが発表された。しかし、翌 1981 年 11 月に実施された国会選挙で与党が全議席を独占したために、野党は政府が開票の際に不正を働いたというキャンペーンをくりひろげ、政治情勢は一変して緊迫した。

さらに 1980 年代には、1983 年の物価暴動、「イスラーム潮流運動」によるテロ・警察との衝突など、国家の統治能力の失墜を露呈する出来事が頻発に発生した。それに累積債務による経済危機が重なり、1980 年代半ばのチュニジアは政治的にも経済的にも危機に陥った。

その最中の 1987 年 11 月 7 日、当時首相であったベンアリーが大統領に就任した。この就任は、憲法第 57 条の「絶対的障害が生じた場合」に首相が大統領代行を務めるという規定に従ってはいるが、事実上のクーデタにほかならない。

大統領の座に就いたベンアリーは、自らの正統性を民主化と自由化による経済再建においた。そのために憲法改正を公約し、同 11 月 7 日の大統領就任演説で次のように述べた。

「今日、改正は不可欠である。我々が生きる時代において、人民を排除する終身大統領制も国家元首の自動的な継承も受け入れることはできない。我々の人民は、複数政党制と多様な民衆の組織を真の土台とする進歩的で制度化された政治生活に値する。」

こうして、翌 1988 年に、終身大統領制を廃止し、大統領職の再選を 2 回連続までと限定し、首相が自動的に大統領代行につくことを禁止し、国会の権限を強化するなど、部分的ながら憲法改正がなされた。それ以外にも、報道・言論の制限緩和、政治犯の釈放なども行われた。また、1988 年 11 月 7 日の「国民契約」において、「イスラーム潮流運動」も含めた 18 の有力団体と大統領との間で、複数政党制に基づく民主的な政治体制の確立が合意され、87 年から 88 年にかけて政治自由化が進展するかにみえた。

しかし、国会選挙（1989 年、1994 年、1999 年）では、相変わらず、与党（1988 年に立憲民主連合と改名）が圧勝し続けている。また、1991 年の「ナフダ」（1989 年に「イスラーム潮流運動」から改名）党員の大量逮捕以降、人権団体活動家も弾圧されるようになり、人権団体の事務局長や新聞記者などの逮捕・抑留といった事件が度々発生している。こうした事態に対し、ベンアリー政権はヨーロッパ議会やアムネスティなどから批判を受けている。

1990年代には、二度の憲法改正が行われている。これらの憲法改正は、政治改革をスローガンに掲げることで正当性を確保しようとするベンアリー大統領の政治姿勢から導き出されたものである。しかし、その改正内容をみるかぎり、大きな修正はなく、むしろ大統領の強い権限を維持強化する内容となっている。

一回目は1995年に行われた改正で、憲法院の設置に関する条項が追加された。憲法院は、すでに1987年11月6日の「決定」により設置されていたが、この改正により、第72条に列挙された分野について、大統領提出法案と議員提出法案のいずれにも、憲法院の意見照会が義務付けられることになった。とはいえ、憲法院の権限は意見照会に留まり強制力をもたない。また、大統領が憲法の守護者である（第41条）とされ、憲法院のメンバーは大統領によって任命される。

1997年にも改正が行われたが、選挙資格年齢をさらに引き下げたことをのぞけば、国民投票に付すことのできる法案の範囲を広げるなど、大統領の権限を強化する内容となっている。

また、この改正では、政党法で既に規定されているので目新しくはないが、政党の設立に制限を加える事項が追加された。すなわち、「言語、宗教、人種、地域」にもとづいたり、「あらゆる形態の暴力、狂信主義、人種差別」を行う政党は禁止されるということである。

## 5. 改正の年表

年	主な改正事項
1965年7月1日	会期を一回制に（第29条）
1967年6月30日	会期の時期を修正（10月開会、7月閉会）（第29条）
1969年12月31日	大統領の死亡、絶対的障害により大統領職に空白が生じた場合、大統領の権能を首相に委任する（第56条）
1975年3月19日	大統領を終身制に（第40条）
1976年4月8日	大幅改正、統合憲法の発表、国会と政府の役割・権限を明確化
1981年6月9日	国会の名称を「国民議会」から「議院」に変更
1988年7月25日	終身大統領制を廃止し2期連続に限定（第39条）、国会議員立候補資格の年齢を28歳から25歳に引き下げ（第21条）、組織法の可決を議院の3分の2の過半数から絶対過半数に変更（第28条）、大

年	主な改正事項
	<p>統領への立候補資格に父方だけでなく母方の父・母と祖父がチュニジア国籍を有していることを追加、年齢制限を設定(70歳以下)(第40条)、大統領代行を首相ではなく国会議長が務めることに変更、大統領代行が大統領選に立候補することを禁止(第57条)、首相の「行政及び公的軍隊に対する裁量権を有する」という部分の削除(第60条)、大統領による国会解散に当たって「首相と議院議長の諮問後」という部分を削除(第63条)</p>
1995年11月6日	<p>憲法院に関する規定を追加(第9章)</p>
1997年10月27日	<p>選挙資格年齢を20歳に引き下げ(第20条)、議員への立候補資格をチュニジア国籍をもつ父と母を有することに変更、23歳に引き下げ(第21条)、大統領が国家の重要な問題や国家の利益に関わる問題について法案を国民選挙に付することを可能に(第47条)、国会での議決のみによってしか改正できなかった憲法改正法案を大統領が国民選挙に付することを可能に(第76条、77、78条)、政党の設立に関する事項を追加(第8条)</p>